

平成 29 年 6 月 13 日

各位

会社名 株式会社デンタス
代表者名 代表取締役 島 文男
コード番号 (6174 TOKYO PRO Market)
問合せ先 管理部長 大崎 隆
電話番号 03-5795-2011

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件について、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 21 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ①今後の機動的な資本政策のため、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、自己の株式を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を現行定款第 10 条に新設するものがあります。
- ②当社の事業領域の拡大に対応するため、現行定款第 2 条に定める目的の追加を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

- | | |
|------------|-----------------------|
| ①取締役会決議日 | 平成 29 年 6 月 13 日 |
| ②定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| ③効力発生日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>10. ～14.</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. (現行どおり)</p> <p><u>10. 歯科医院開設支援事業</u></p> <p><u>11. ～15.</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p><u>第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第<u>10</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>11</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p>